

議案第56号

守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

守谷市国民健康保険税条例（昭和41年守谷町条例第186号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に係る国民健康保険税の減免申請の特例）

16 第25条第2項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に係る国民健康保険税の減免の申請については、同項中「納期限」とあるのは、「市長が別に定める日」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の守谷市国民健康保険税条例附則第16項の規定は、令和元年度及び令和2年度の国民健康保険税であって、納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に設定されているものについて適用する。

令和2年6月1日提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
56号	1

提案理由（議案第56号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等が国民健康保険税の減免を申請する場合に、納期限を過ぎても申請書を提出することができるようにするため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願ひいたします。

議案	頁数
56号	2

守谷市国民健康保険税条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に係る国民健康保険税の減免申請の特例)</p> <p><u>16 第25条第2項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に係る国民健康保険税の減免の申請については、同項中「納期限」とあるのは、「市長が別に定める日」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>(新設)</p>

議案	頁数
56号	3